

## 第1章 総則

資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を作成し監督職員に提出しなければならない。

### 1-9-4 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

1. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。
2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、この書面は本章1-9-3建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

## 第10節 工事用地の確保等

### 1-10-1 工事用地等の使用

1. 請負者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 請負者は、本項1に規定した工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
3. 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。

この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍）及び型枠又は鉄筋作業場等自ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

4. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
5. 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、ただちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
6. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。

この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

## 第11節 設計図書の変更等

### 1-11-1 設計図書の変更等

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき発注者が修正することをいう。

2. 工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は請負者の発議による協議のうえ、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、請負者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督職員は必要に応じ請負者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。

3. 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。

監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と請負者は協議のうえ、指示した日を基準日とし変更するものとする。

請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、工事に係わる部分についてのみ行うものとする。

## 第12節 工事の中止

### 1-12-1 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書の規定に基づき次の各号に該当する場合には請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適當と認めた場合。

工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

(3) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。

3. 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、工事現場を直接に保全しなければならない。

## 第13節 工期の変更方法

### 1-13-1 工期変更

1. 契約書の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で確認するものとする。（本条において以下「事前協議」という。）

2. 請負者は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて請負者に通知するものとし、請負者はこれを確認しなければならない。

## 第1章 総則

3. 請負者は、契約書の規定に基づく工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始日に工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
4. 請負者は、契約書の規定に基づく工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時的中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始日に工期変更を監督職員に提出しなければならない。
5. 請負者は、契約書の規定に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始日に工期延長願を監督職員に提出しなければならない。
6. 請負者は、契約書の規定に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、協議開始日に工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

## 第14節 不可抗力による損害

### 1-14-1 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書の規定の適用を受けると思われる場合には、速やかに損害発生通知書を所定の様式により作成し監督職員に報告するものとする。
2. 契約書に規定する「設計図書で定める基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm 以上
    - ② 1時間雨量(任意の60分間における雨量をいう。)が20mm 以上
  - (2) 強風に起因する場合。  
最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合。
  - (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合。  
地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
3. 契約書に規定する「請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第1編第1章1-1-20及び契約書に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

## 第15節 検査及び引渡し

### 1-15-1 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

1. 請負者は設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ監督職員が提示した様式の立会願を監督職員に提出しなければならない。
2. 監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。

なお、請負者は監督職員が製作工場、工事現場等へ立ち入り、立会する場合においては、その時期、その場所について監督職員と協議するものとする。

3. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備のために必要な費用は、請負者の負担とする。

なお、監督職員が製作工場において立会及び監督職員による検査「確認を含む」を行う場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。

4. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。  
ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
5. 請負者は、契約書の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認に合格した場合にあっては、契約書に規定する義務を免れないものとする。
6. 監督職員は、設計図書に定める段階確認において臨場を书面とすることができる。  
この場合において、請負者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。
7. 発注者又は監督職員が立会する段階確認項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。  
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には請負者は、段階確認を受けなければならない。

#### 1-15-2 数量の算出及び出来形図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、農林水産省制定土地改良工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。
3. 請負者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### 1-15-3 工事完成図

1. 請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 工事完成図とは、最終の設計図に請負者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。

#### 1-15-4 工事完成図書の納品

1. 請負者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
  - ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
  - ② 施工計画書
  - ③ 完成図面
  - ④ 工事写真
  - ⑤ 工事履行報告書
  - ⑥ 段階確認書
2. 請負者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。
3. 請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

## 第1章 総 則

ない。

### 1-15-5 品質証明

請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として、品質証明員は検査に立会わなければならない。
- (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

### 1-15-6 検査

1. 請負者は、沖縄県農林水産部工事検査要領に基づく、検査を受けなければならない。
2. 完成検査、既済部分検査は、沖縄県財務規則第113条及び第114条の検査を実施するときに行うものとする。

### 1-15-7 工事完成検査

1. 請負者は、契約書の規定に基づき、完成通知書を作成し監督職員に提出しなければならない。
2. 請負者は、完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完成していること。
  - (2) 契約書の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、完成検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
6. 請負者は、当該工事完成検査については、第1編第1章1-15-1第3項の規定を準用する。

### 1-15-8 既済部分検査

1. 請負者は、契約書に基づく部分払の確認の請求を行った場合又は契約書に基づく工事の完成の通知を行った場合は、既済部分又は指定部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 請負者は、契約書に基づく部分払の請求及び契約書に基づく指定部分の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事出来高報告書及び工事出来形内訳書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 請負者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。
5. 既済部分検査については、第1編第1章1-15-1第3項の規定を準用する。
6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。
7. 請負者は、契約書に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事出来高報告書及び工事出来形内訳書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 1-15-9 中間検査

1. 中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
3. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
5. 請負者は、当該検査については、本章1-15-1監督職員による検査及び立会等3に準じなければならない。

## 第16節 部分使用

### 1-16-1 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 請負者は、発注者が契約書の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

## 第17節 保険等

### 1-17-1 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

## 第1章 総 則

3. 請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1カ月以内及び工事完成時に、発注者に提出しなければならない。